

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分の使途について

令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、地方消費税として都道府県分が1.7%から2.2%に改められました。この都道府県分のうち2分の1に相当する分が市町村に交付されています。

令和2年度に当市に按分交付された地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分は5億4,301万9千円でした。令和2年度の使途については下記のとおりです。

(単位:千円)

事業名称等	令和2年度決算額	一般財源額	充当交付金額
福祉医療事業	318,015	98,060	73,099
障がい福祉サービス事業	1,378,900	321,205	104,427
在宅介護用品助成事業	22,637	10,637	5,221
放課後児童健全育成事業	138,350	49,151	26,107
特定教育施設・保育施設入所事業	824,327	60,421	52,213
私立保育園等運営事業補助	92,964	71,889	46,992
公立保育園運営事業	269,012	183,351	135,755
予防接種事業	168,198	144,357	67,877
がん検診事業	25,037	22,708	15,664
公立幼稚園運営事業	24,127	24,127	10,443
私立幼稚園等運営事業補助	9,870	9,870	5,221
その他社会保障関係事業	5,010,868	3,101,161	0
計	8,282,305	4,096,937	543,019